

Heartseed株式会社

定 款

2015年11月24日	作成
2015年11月30日	会社設立
2017年11月29日	一部変更
2018年9月30日	一部変更
2019年1月29日	一部変更
2019年8月8日	一部変更
2020年3月9日	一部変更
2021年1月28日	一部変更
2021年6月11日	一部変更
2022年5月31日	一部変更
2023年1月27日	一部変更
2023年4月28日	一部変更
2023年6月30日	一部変更
2023年9月15日	一部変更
2023年10月31日	一部変更
2024年4月17日	一部変更

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、Heartseed株式会社と称し、英文ではHeartseed Inc.と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ヒト細胞・組織の加工による、又は非細胞成分との組み合わせによる、再生医療等製品並びにリサーチツールの研究開発・製造・製造販売・輸出入及び販売
- (2) 前号以外の生物の細胞・組織の加工による、又は非細胞成分との組み合わせによる、再生医療等製品並びにリサーチツールの研究開発・製造・製造販売・輸出入及び販売
- (3) 細胞・組織の保存、検査事業
- (4) 医薬品の研究開発・製造・製造販売・輸出入及び販売
- (5) 医療機器の設計・開発・製造・製造販売・輸出入及び販売
- (6) 産業財産権のノウハウの実施許諾事業
- (7) 前各号に付帯関連する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (公告の方法)

当社の公告は、電子公告に掲載する方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載してする。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、80,000,000株とする。

第7条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第10条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第11条 (招集)

定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

第12条 (定時株主総会の基準日)

当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第13条 (招集者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

第14条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条 (議決権の代理行使)

株主が、代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名に限る。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第17条 (取締役の員数)

当社の取締役は、10名以内とする。

第18条 (取締役の選任)

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役選任決議については、累積投票によらない。

第19条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

第20条 (取締役会の招集及び議長)

取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
3. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第21条 (代表取締役及び役付取締役)

当社は、取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 当社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を定めることができる。

第22条 (取締役会の決議)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第23条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第24条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第25条（取締役等の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、同項が定める非業務執行取締役等との間に、当該非業務執行取締役等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第26条 (監査役の員数)

当社の監査役は、5名以内とする。

第27条 (監査役の選任)

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第28条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任者の監査役の任期の満了する時までとする。

第29条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第30条 (監査役会の招集)

監査役会の招集は、各監査役に対し会日の3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第31条 (監査役会の決議)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第32条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第33条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

第34条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とする。

第35条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎事業年度末とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第36条 (配当の除斥期間)

配当財産が金銭である場合、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

第7章 附則

第37条 (法令の準拠)

この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

第38条 (電子提供措置等に関する経過措置)

第14条(電子提供措置等)は、当社が当社の株式につき株式会社東京証券取引所により上場の承認を受けた日から効力を生ずるものとする。なお、本条は同日をもってこれを削除する。